

意見書

「司法のあり方」も問う

マスメディアの 6. 17 最高裁判決批判

2023年 6月30日

日本メディア学会会員

丸山 重威 

# 「司法の在り方」も問うマスメディアの6. 17最高裁判決批判

2023年 6月30日 日本メディア学会会員 丸山 重威

## 【目次】

- I・「社説」「論説」と「ジャーナリズム」
  - 1: 新聞の成り立ちと「社説」
  - 2: 「社説」の現状 一編集方針と「社論」
  - 3: 裁判の判決批判と裁判の位置づけ、司法の位置、ジャーナリズムの位置
- II・日本の新聞は原発をどう扱ってきたか
  - 1: 「安全神話」と「イエス・バット」
  - 2: 3. 11後の世論と新聞論調の変化
- III・判決に拘わらず国は責任を 新聞論調の大勢
  - 1: 大手紙の論調から
    - (1) 「理」は反対意見に(朝日新聞)と、「免罪符」にはならない(毎日新聞)
    - (2) 判決批判避け、国に「対応」を求める —「読売」「日経」「産経」の場合
    - (3) 取材・報道の積み上げを背景に —東京新聞、中日新聞グループの場合
  - 2: 地方紙・ブロック紙の厳しい批判
    - ①「責任は変わらない」と地元2紙、河北新報
    - ②「国に甘い」「責任は民間だけか」とブロック2紙
    - ③「本当に予見不能か?」と新潟、「被災者に向き合え」と信毎
    - ④「規制権限不行使を厳しく問う」と京都、「では責任は誰が負う?」と神戸
    - ⑤「反対意見」の紹介(山陽)、「不可避と片付けていいのか」(中国)
    - ⑥「『想定外』なら免責か」(高知)、「責任否定は疑問」(南日本)
    - ⑦沖縄2紙の批判 「原発政策への信頼失墜」(琉球)、「国の追認」(タイムス)
- IV・司法への「期待」

## I・「社説」「論説」と「ジャーナリズム」

### 1: 新聞の成り立ちと「社説」

欧米ではグーテンベルクによって活字印刷機が発明され、普及していった時代、「ジャーナリズム」が生まれたとされる時代から、あるいは日本でも明治時代、自由民権運動の波の中から、「政論新聞」が生まれた時代から、いわゆる「新聞」は、世の中の出来事を伝えると同時に、自らの意見を広く伝えるための媒体だった。

日本では、その後、「政論新聞」から「商業新聞」に発展していくが、それでもなお発行者が論説を掲げ、新聞社として、その結社の意見を表明する「社説」が書かれる習慣は言論統制時代も続いていた。

しかしあともと、新聞社として、その構成員の主張が完全に一致することなど、どんな場合でもありえないし、「原稿を書く」と言うことは、必ず、こうした問題を抱えることになる。このため、「社説」については「廃止して、筆者の個人名を明記した『論説』に

すべきだ」などの意見が主張されたこと也有った。しかし、「新聞」にとって、単なる報道の場ではなく、なぜ報道するのかを含めた、「主張」の場として、多くの社で「社説」が残され、現在に至っている。

## 2 : 「社説」の現状 一編集方針と「社論」

こうした事情から、新聞によっては「社説」欄がない場合や、例えば毎日ではなく、随時掲載だったり、「筆者」を明記した「論説」欄になっている場合も少なからずある。

また、大手紙の場合のように、数人から10人を超す論説委員が毎日協議してテーマを決め、議論して執筆する新聞社もあれば、「論説委員」は事実上、「論説欄の担当者」で、実際に執筆するのは現場のそれなりのベテラン記者である場合、通信社と契約して受け取る「論説資料」をベースに、担当者が論説を書き上げるケースなどさまざまなようだ。

過去にはこの「論説資料」がそのまま「社説」として掲載され、その内容を含めて問題になったケースもあったが、それぞれの問題について、新聞社としてどう発言すべきなのか、という社内言論の活発化の中で、活発な議論が行われているはずである。

その結果、それぞれの新聞が個々の問題について、一定の判断をし、それぞれの新聞社の「個性」も生まれてくる。安保・防衛問題も原発問題も、それぞれの新聞社が読者を意識し、その方向性を打ち出し、あるいはそのカラーをにじませた表現で自らを主張する。いま、インターネットの発展と、携帯電話やSNSの利用など情報関係の環境変化の中で、従来のマスメディアの社会的位置が危うくなり、権力をチェックするジャーナリズムの機能をどこでどう發揮させればいいのかが問題になっている。そんななかで、「社説」を作っていくための基本的条件として、企業内の「言論の自由」が確保され、正規、非正規を問わず、企業内構成員が、自分の仕事を通じた自らの意見を積極的に出し、そのコンセンサスで「社論」をつくり、民主的な経営を進めていくことは、ますます重要なことになってくる。

その意味で、「社説」が新聞社の本当の「社論」になって行くことができるかどうかは、民主主義社会にとっても軽視できないことである。また、日本の場合、特徴的のは、「全国紙」が存在し、その影響力が大きいことだとと言われているが、同時に地方紙が発行部数は限られていてもそれぞれの地域で高い閲読率を確保していることも見逃せない。

今回リサーチすることができた「社説」は、判決直後に書かれたものについて弁護団が把握したもので、全てを網羅することはできていないが、政府と社会を論評する中で民主主義を支えていく、と自負する新聞社の構成員たち、ひいては執筆者の率直な発言を軽視することは許されない。その意味で、よく読まれ、検討されることを改めて求めたい。

## 3 : 裁判の判決批判と裁判の位置づけ、司法の位置、ジャーナリズムの位置

新聞はジャーナリズムとして、あらゆる問題について「報道」と同時に「論評」をすることが、求められている。現実に、例えば国会で議論されている問題について、その内容が明らかにされ、メディアからも批判されるなかで、決まっていったり、修正されたり撤回されたりすることは、当然あり得る。しかし、そこで言えば、今回新聞各社が書いていくように、実際に、裁判に出されたデータ（例えば、国の地震調査研究組織の評価やその文書）の当否、採否が問題になり、議論の対象になるのは、そんなに多いことではない。

裁判の場合、訴訟という手続きの中で議論されるため、報道が内容に立ち入ることはまれだからだ。

しかし、今回の場合、批判の1つの焦点が、原発事故をもたらした津波の長期予測の判断であり、既に公開され、社会的には一定の評価がされているものだった。当然、その意味は社会的には確定済みで、裁判所が根拠なく、「それを守っていたとしても、被害は出たのだから余り意味はなかった…」と、勝手にその価値を減ずる判断するなどと言うことは、およそ考えられないことである。

さらにそれ以前に、多くの公共事業でも同様だが、「国策民営」という事業の「責任」が「民間」だけにあり「承認・認可」し、「監督・指示」してきた「国」には、「法的責任」はないなどという論理は、一般社会の常識からかけ離れたものである。国家の運営、統治の仕組みとして、立法、行政、司法という3権がチェックし合うのだ、という憲法の最低限のルールが放棄されてしまうとすれば、三権分立という国家の統治権力が、国自身を解体してしまうということにつながっているのではないだろうか。

ジャーナリズムが「第4の権力」だといわれるのは、この3つの権力を批判し、その機能を正しく發揮させるための働きを求められているからである。「国家権力」としての最高裁が最終的な国の統制機能を発揮できないとすれば、まさに三権分立という民主国家の存立基盤がおかしくなっていることを示すことになるのではないだろうか。

## II・日本の新聞は原発はどう扱ってきたか

### 1：「安全神話」と「イエス・バット」

広島、長崎への原爆攻撃後、その非人道的被害をもたらした力が次第に明らかになる一方で、米国はアイゼンハワー大統領の「アトムズ・フォー・ピース」演説（1953年12月）で、平和利用のキャンペーンを始め、「核」に対する世論転換を図った。日本でも東京の日比谷を皮切りに、原子力の平和利用をキャンペーンする博覧会を開催（1955年11月）、原爆のイメージを消していく。やがて「原子の火」がともり（63年10月）、「夢の原子力」が、地域の民主主義も破壊しながら、発言所建設が広がっていった。「原子力発電は安全で経済的だ」という宣伝は、メディアを通じて至る所で流された。

その中で、スリーマイル島原発事故（79年3月）、 Chernobyl 原発事故（86年4月）が続いたが、「被害」は打ち消され、結局、2011年の福島原発事故に至った。そこでは、突然、何も知らされないまま、住民が住み慣れた古里と自分たちの家を捨てて避難を余儀なくされるなど、甚大な被害を受けることになってしまった。

この間、日本の原発は、とにかく、核廃棄物の最終処分地もその方法もないまま、「中間貯蔵施設」という施設がむりやり創られ、「核燃料サイクル」と称する永久機関的システムまで組み込んでスタートした。いまも問題を抱えたまま、再稼働へと動いている。

メディアは、こうした状況に無力だった。元朝日新聞科学部長、論説委員だった故柴田鉄治氏は、2013年に発刊した「原子力報道—5つの失敗を検証する」の中で、スリーマイル原発事故を受けて1969年に、「朝日」社内では研修会が開かれ、「朝日」の原発についての「社論」が「イエス・バット」（原子力利用賛成、しかし、条件がある）だとされていった事情、その「バット」の材料として、①軍事転用させない②他国にも軍事

利用させないように努める③原発を早く成熟した技術にする④原発の規制御製を信頼できるものにする⑤地域住民の納得を得る一と考えられてきていたことを明らかにしているが、こうした考え方方が広まっていく一方で、この条件が必ずしもチェックされることなく進み、福島事故にまで至ったのも明らかにされている。

### 2：3．11後の世論と新聞論調の変化

しかし、福島原発事故で世論は大きく変わった。同書によれば、原子力発電を利用するに賛成か反対か、を聞いた朝日新聞の世論調査で、事故前、賛成52%：反対18%だった世論は、事故後には、賛成34%：反対42%と逆転していた。

新聞社も3.11以後、「脱原発と言うより反原発に近い形で主張を展開してきた」（同書）とされる東京新聞に続いて、朝日新聞も2011年7月13日、「提言 原発ゼロ社会」と題した社説を掲げ、日本が「脱原発」に向けて舵を切るよう主張、毎日新聞も同年8月に、連続社説で「脱原発」を主張した。

しかし、「読売」「産経」「日経」は、依然として「日本社会にとって原発は必要だ」と主張しており、新聞社の「原発社論」は、安保問題同様大きく分かれている。

こうした中で、原発の被害の救済についての訴訟や、発電所の建設・再稼働などについての訴訟は全国で広がった。今回の訴訟が注目されたのは、それが原発事故後、初めての最高裁判決だったからである。

ところがそんな中で、「国には原発事故の法的責任はない」とする最高裁判決は、原発を必要だと考える立場からも、この最高裁判決はそのまま支持するわけにいかないことが示された。

そこでは、判決そのものを批判する新聞社が多かったことと同時に、判決内容は肯定しながら、判決自体の出され方や、ひいては「司法の位置・在り方」をも批判、「国には法的責任はない、とされた。しかし、国が果たすべき責務が多い」などと、自己矛盾ではないかと思われる論評が続出した。

これは「国」の論理の破綻であると同時に、行政をチェックすべき最高裁が、その任務を放棄したことだとさえ言うことが出来るのではないだろうか。

もう一つ付け加えると、岸田政権は、この最高裁判決以降、それまで「原発依存を低減する」としていた方針を公然と転換し、「原発エネルギーの有効活用」に踏み切り、再稼働から新設まで計画している。最高裁判決は、こうした政府の政策決定の「露払い」の役割を果たす、重大な意味も持っていたのである。

### III・判決に拘わらず国は責任を 新聞論調の大勢

福島原発事故をめぐる国家賠償事件に関連して、2022年6月17日の最高裁第二小法廷が国の責任を否認した判決を言い渡したことについて、驚きの目で迎えたマスメディアは、揃ってこの判決を批判する論調を掲げた。

以下、大手・全国紙とブロック紙・地方紙（府県紙）から、主な意見を紹介する。

まず、この最高裁判決については、在京の大手各紙をはじめ、北海道新聞、河北新報（仙

台）、中日（名古屋）・東京、西日本（福岡）のブロック紙、福島の福島民報、福島民友の2紙、新潟、信濃毎日（長野）、岐阜、京都、神戸、山陽（岡山）、中国（広島）、山陰中央（松江）、愛媛（松山）、徳島、高知、佐賀、熊本日日、南日本（鹿児島）、沖縄の沖縄タイムス、琉球新報などの各紙が社説で取り上げた。

日本の新聞社説の多くが、その多様な読者層を意識し、欧米に比べると、曖昧な論評が多いと言われている中で、多くの社説はこの判決を厳しく批判した。

ここでは、それぞれの新聞社の意見を紹介し、その内容を考えてみよう。

新聞社の立ち位置を知るため、社団法人ABC協会の調査による2020年の各紙発行部数の概数を掲げた。知られているように、この部数は絶えず変動しており、全体としてはさらに減少していることも付け加えておく。

まず、在京の大手各紙から見てみよう。

### 1：大手紙の論調から

大手紙の場合、一般的に保守政権などに批判的な朝日新聞（521万部）、毎日新聞（230万部）と、それに対抗して、とかく「政府寄り」とされる、読売新聞（776万部）、産経新聞（134万部）、日本経済新聞（221万部）と大別されて論じられることが多い。ともに、そこで築きあげられた厚い読者層や、取材ソースなどによるものだが、この原発・国の責任・最高裁判決でも、それが裏打ちされ、批判はそれぞれ異なっている。

#### （1）「理」は反対意見に（朝日新聞）と、「免罪符」にはならない（毎日新聞）

まず、朝日新聞（以下「朝日」）は、見出しに「原発事故で国を免責『想定外』に逃げ込む理不尽」と題し、冒頭で「人の生命・身体はもちろん、環境にも取り返しのつかない危害を及ぼす原発災害を、万が一にも起こしてはならない」。その思いがあれば、このような結論にはならなかったのではないか」と、裁判所の姿勢を批判した。「国民の視点に立って、行政の行き過ぎや怠慢を監視するという司法の役割に照らしても、大きな疑念を残す判決といわざるを得ない」とする「朝日」は、「理は反対意見にあり」と言い切っている。

「朝日」はまず、判決の結論について、①事故の9年前、国の地震調査研究推進本部は、福島沖の日本海溝よりで津波地震が起きる可能性を指摘した、②だが、襲来した津波はそれを大きく上回るもので、③国があらかじめ東電に対策を命じていても事故は防げなかつたーと結論づけた、とし、「本当にそうだろうか」と疑問を投げかけた。

そして「防潮堤の建設とあわせ、タービン建屋などの重要施設の水密化措置をとるなどしていれば、事故原因となった全電源喪失の事態は防げた蓋然性が高い」と指摘。「最高裁は防潮堤以外の対策について掘り下げた議論はされておらず実績もない」と述べた。だが、国内外の施設で、一定の水密化工事をしているところはあったし、議論がなかったとすればその当否を審査するのが裁判所の役目ではないか」と述べ、「最新の知見に基づき、あらゆる事態を想定して安全第一で防護措置をとるのが、原子力事業者や規制当局の責務のはずだ。今回の判決の理屈に従えば、関係者がそろって旧来の発送と対策に安住していればコストを抑えられるうえ法的責任も免れることができるという、倒錯した考えを招きかねない」として、今後の原発運転に対する影響も心配した。

そして、反対意見を述べた三浦守裁判官について、「水密化措置は十分可能だったと述べ、実効ある対策をとらない東電を容認した国の責任を厳しく指摘した」「津波予測をもとに、国が法令に従って真摯な検討を行っていれば、事故は回避できた可能性が高いとし、『想定外』という言葉で免責することは許されないと批判。「この反対意見にこそ理がある」と、その意見を支持した。

しかし、問題はこれが最高裁判決だということである。「朝日」は判決理由に続けて、「法的責任は免れたものの、事故がもたらした甚大な被害について、国は社会的責任まで免れるものではない」とし、菅野博之裁判長の「大規模災害が生じた場合、本来は国が過失の有無に関係なく被害者の救済で最大の責任を担うべきだ」との補足意見を引き、「『国策民営方式』には責任の曖昧さがつきまとう」として、賠償負担の分担について、賠償だけでなく、放射性物質の除去、損壊した原発の廃炉、被災地の復興、被災者の生活再建、などを上げて、「これらに取り組む責務を政府は忘れてはならない」とした。

さらに「朝日」は、「裁判を通じて見えたのは、大手電力会社と国のもたれ合いの構図」とし、三浦裁判官が原子力安全・保安院について述べた「主体的に最新の知見を把握し、責務を果たすという姿勢にはほど遠い」「規制権限を行使する期間が事実上存在していなかったに等しい」との評価を紹介。「確かに既存の原発の発電費用は比較的安い、温室効果ガスが出ないといった利点がある。だが原発から出る『核のゴミ』の扱い、ひとたび事故が起きたときの被害など、根源的な難しさを抱える。再稼働をめぐっても、規制委と地元自治体任せにして政府は前面に立たないなど、本来の役割を回避する姿勢はいまも色濃く残る。こうした問題の解決策抜きに原発復権を唱えるのは、3・11以前の無責任体制への回帰に他ならない」と批判している。

毎日新聞（以下「毎日」）も最高裁判決に疑問を呈している。「毎日」は、見出しに「原発事故の最高裁判決 国の免罪符にはならない」とし、「長い間、安全性を強調して、原発を推進してきたのは国である。判決を『免罪符』にすることは許されない」と切り出した。

そして、現実の被害と被害者の状況や訴えを具体的にあげて主張を展開。本件が被災住民約3700人が原告になった4件の集団訴訟に関するものであることや、全国で約30件の訴訟が起こされ、1、2審訴訟の判決で、12件が国も国の責任を認める一方、11件は認めなかつたことも改めて紹介した。そして、「疑問残る『想定外』認定」の中見出しをとって、「国が想定に基づいて東電に対策を命令し防潮堤が設けられていたとしても被害を防ぐのは難しかったと結論づけた。しかし、巨大津波のリスクが示されたにもかかわらず、対策は講じられないまま事故が起きた。東電は想定を重視せず、国もその方針をうのみにしていた。原発事故は甚大な被害をもたらす。万が一にも事故が起きないよう、国が電力会社を厳格に規制することが不可欠だ。何らかの対策が取られていれば被害を軽減できた可能性もある判決の認定には疑問が残る」と批判した。

そして、原子力災害を事業者が賠償する制度になっていることに改めて着目して、「賠償基準の見直し」について触れた。「4件の集団訴訟では、既に上告が退けられ東電が支払う賠償額は確定している。いずれも国の基準を上回る金額だ。現状の賠償が被害者の救済には不十分だという司法からの警告である、国は重く受け止め、直ちに基準を見直さなければならない」とし、「本来は東電が大半を賄うが、国が建て替え分などとして約10

兆円を手当てしている。東電が負担しきれず、被害救済や復興に支障が生じることがないよう国は責任が果たす必要がある」と指摘した。

「毎日」は次のように書いている、「事故から11年が経過し、政府・与党内には、原発回帰を探る動きがある」「『骨太の方針』では原発について、昨年度までの『可能な限り依存度を低減する』との文言が消え、『最大限活用する』と明記された」「安全性が確認されない限り、原発は稼働させてはならない。福島の事故の教訓をないがしろにすることは許されない」。

## (2) 判決批判避け、国に「対応」を求める — 「読売」「日経」「産経」の場合

「朝日」「毎日」両紙は、これまで原発については、政府の「漸減」を支持する姿勢を取ってきたが、読売新聞（以下「読売」）、日本経済新聞（同「日経」）、産経新聞（同「産経」）の場合は、「脱原発」には否定的な姿勢をとり続けていたといえる。しかし、今回の最高裁判決には、微妙な言い回しの中で、これを肯定する立場はとらなかつた。

例えば「読売」の場合、「人知を超える自然災害への備えには、限界があったと判断したのだろう」などと理解を示しながら、国にも「被災者支援の取り組みを緩めてはならない」「国は、一人ひとりの実情に向き合い、きめ細かい対策を講じることが重要である。被災者が納得できるような支援をしてほしい」などと国にも対応を求めた。

また、「日経」は経済新聞として、経済界に読者が多い新聞だが、「原発事故で国が果たす使命」の見出しで、「法的決着がついたとはいえ、いまも3万人超が避難生活を強いられている状況は続く。福島の復興と住民の生活再建を担う国の役割はなお重い」と書いた。

「裁判官のうち1人は『国と東電が真摯に検討していれば事故を回避できた可能性が高い』と反対意見をつけた。高裁段階でも結論が分かれており、司法にとって難しい判断だったといえる。政策の誤りを指摘する意見が少なからずあったことを、国は重く受け止めるべきだ」—。

そして、産経新聞も政府寄りの論調で知られる新聞だが、「最高裁の損賠判断 国の原発責任はなお重い」という見出しを掲げた。「産経」は、「同種の裁判は多数の地裁でも行われているが、国の責任については、認定と否定が相半ばする状態になっている。このままでは混乱が増すばかりだった。最高裁の判断が係争中の訴訟の審理の円滑化に寄与することを期待したい」としているが、同時に「最高裁の法廷では、実際の地震は想定を大きく上回るもので、東電に津波対策を命じていても浸水は防げなかったとする国側の言い分が認められ、勝訴した。だが賠償責任を免れたことで国が胸をなで下ろしては大間違いだ」と指摘し、次のように述べている。

「そもそも原子力発電は『国策民営』で営まれてきた大型エネルギー事業である。その原発が巨大津波で被災して放射能の広域汚染を招き、多数の人々が避難したことに思いを致したい」「国の賠償責任などが問われる最高裁の審理では、著しく合理性を欠いた対応か否かが重視されるようである。突出した不合理性がなかったと言うだけであり、全面的に是認されるわけではないまい」—。

この3紙は、直接、最高裁判決を否定してはいない。しかし、言外に言っているのは、「判決を否定するわけにはいかないが、それを支持して国に責任を放棄させるわけにはい

かない」ということであり、「法的責任はないかもしれないが、国には『重大な責任』がある」という主張である。「重大な責任」とは、どういう責任なのか。かなり苦しい主張だと言えるのではないだろうか。

### (3) 取材・報道の積み上げを背景に 一東京新聞、中日新聞グループの場合

こうした状況の中で、自らの取材・報道を通じて、最高裁批判をユニークな最高裁批判を開拓しているのは東京新聞（42万部）である。

この東京新聞の論説は、同じ経営の中日新聞（230万部）、北陸中日新聞（8万部）でも共通して掲載され、主張されている。3紙を合わせた発行部数は約280万部で、「読売」「朝日」に次いで国内で3番目の部数になる。

同紙は、冒頭から、「福島原発事故での避難者の訴訟で、焦点の国の責任を最高裁は認めなかつた。『仮に東京電力に対策を命じても事故は避けられなかつた』との結論にはただ驚く。この初判断には到底納得しがたい」と書き出した。そして、国の地震調査研究推進本部の「長期評価」以降、原子力安全・保安院の勉強会などで予測されていたことを具体的にあげて、正面から批判した。

「巨大地震が起きると原発には大津波が押し寄せ、建屋が水没する危険がある。そのような事態は予測できたはずである。ならば、防潮堤を高くしたり、原子炉建屋の防水対策をしたり、電源車を高台に配置するなど、全電源喪失の事態に陥らないための対策は十分、考えられたのではないか。そもそも『危険』と考えれば、原発の運転停止の判断もありうるはずである」

同紙は続けて、「実際に日本原子力発電の東海第二原発（茨城）の場合は『最も危険な想定』で津波高を一二・二メートルとし、09年に従来に倍になる高さの盛り土工事や建屋扉の防水工事などをした。その結果、大津波の被害から免れたのである」と具体例を紹介。「『対策をしてもムダ』とでも言うような論法を許すならば、地震の巣と呼ばれる日本列島の上で原発を運転させること自体がもはや犯罪的ではないだろうか」と批判した。

また、東京新聞は、当日の報道や社説に加えて、6月23日には、反対意見の三浦守裁判官に焦点を当てた見開き記事を掲載した。特報面「こちら特報部」がそれで、「分厚い反対意見『注目を』」の大見出しで、同裁判官の反対意見を紹介した。

小見出しには「福島原発事故最高裁判決文に30ページ」「三浦裁判官『国の責任否定』を痛烈批判」。「判決文の実質的な判断が書かれた部分が四ページなのに比べると、反対意見の内容は多岐にわたり、判断も詳細な理由が述べられている」と紹介した。

特に、ここでは、三浦意見書を引用して、「国や東電の責任を問う裁判で、最大争点である津波の予見可能性や長期評価の信頼性への明確な評価を避けるなど、触れていない重要なことがある」を引用、「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値」「経済的利益などの事情を理由とし、必要な措置を講じないことは正当化されるものではない」との見解を紹介した。

東京新聞は福島原発の事故後、販売エリア外にもかかわらず、新たに、福島に特別支局を開設、記者を常駐させ、積極的な報道を続けてきた。原発作業員に着目した報道や、定期的に廃炉問題に取り組む報道を続けてきた中での批判でもあった。

## 2：地方紙・ブロック紙の厳しい批判

大手で社論が大きく分かれるのと同様、地方紙・ブロック紙の場合もこの批判は、判決そのものへの批判と、この判決による影響、その結果がもたらすものへの批判と大別される。しかし、大手紙に比べて、政府権力との距離が近くないせいか、批判は中央紙より厳しく、その姿勢を問う態度も厳しいように思われる。

### ①「責任は変わらない」と地元2紙、河北新報

言うまでもなく、「事故」が起きたのは、福島である。福島県では、県全域をエリアとする2つの県紙、福島民報（24万部）と福島民友新聞（17万部）が競い合っている。このほか、ブロック紙として、河北新報（仙台、41万部）も大きな影響力を持っている。

「民報」「民友」のように、全県にわたって、ほぼ同規模の新聞が競っているのは、沖縄を除いて他にはほとんどない。両紙とも、最高裁判決があっても、国は「真摯に向き合う責務も何も変わらぬ、と肝に銘ずるべきだ」（福島民報）「国の責任はいささかも減じるものではない」（福島民友）と強調した。

「民報」の場合：見出しに「賠償最高裁判決 国の責務は変わらない」とした福島民報は「国策として進められた原発による事故が、未曾有の被害と、人々への甚大な苦痛を与えた事実は動かない。国は自己から11年余が過ぎても途上に本県復興と、原発事故で生活や地域コミュニティを失った被害者に真摯に向き合う責務も何も変わらないと肝に銘じるべきだ」とした。

そして、「東京電力も国も、長期評価の正確性、重要性などの検証や津波防護措置の検討ペースがあまりにも遅すぎたのではないか」という菅野裁判長の補足意見に触れて「被災者への事後責任と合わせ、原発の安全確保に対する予断なき、緊張感のある対応の必要性に言及したとも言えるだろう」と指摘した。

同紙は、裁判で「勝訴や敗訴が入り交じる事態に戸惑いが広がっている」とし、「裁判自体への信頼にも関わりかねない」「原子力関連の事故における国の責任の所在に曖昧さはないのか、法的側面からの検証が必要ではないか」と述べている。

「民友」の場合：見出しは、「原発事故の賠償 国の責任明確化が不可欠だ」とした、福島のもう一方の県紙、福島民友新聞は、「全国で係争中の同種訴訟では今後、国が責任を認めない判決が増える公算が大きくなつた」と指摘しながら「ただし、原発政策を推進してきた国が政治的責任はいささかも減じるものではない。国は、避難者、被災者の被害の速やかな回復に向け、東電に対する監督、指導を徹底しなければならない」と述べた。同紙は読売新聞との関係が深い新聞社だとされているが、社説は、「化石燃料の高騰、脱炭素の世界的な潮流の中で、国が原発の稼働を有力な選択肢の一つに位置づけているのは明らかだ。国が賠償の責任を負わないまま原発に頼る政策が果たして妥当なのか、徹底した議論が必要だ」としている。

「河北」の場合：東北一帯をエリアとするブロック紙「河北新報」は、「福島事故、国の責任否定 原子力安全、後退招く判決だ」と見出しをとった。

そして、冒頭で「津波を考慮して規制権限を行使しても、想定外の規模、方向の津波による事故は防げなかつた。だから、対策を命じなかつた国に責任はないー。果たしてそんな理屈が通るのだろうか」と書き、「万が一にも放射能漏れにつながる過酷事故を起こさ

ないよう、遅滞なく最新の知見を反映した対策を施す。これこそが、国が原発を規制する理由であるはずだ。『想定外』を理由に国の不作為が許されれば、原子力安全は確実に後退する。原発のこれからに深刻な不安を残す判決と言わざるを得ない」と言い切った。

また、東電の経営姿勢に触れても批判している。「東電は原発の稼働率低下をおそれ、常に新たな規制や対策を逃れようとしてきた。事故を防げなかつたのは、国が技術や情報量にまさる『電気事業者のとりこ』（国会事故調査委員会）となり、対策が後手後手に回っていたからではなかつたか」。そして、「今回の判決によって一つはっきりしたのは、現行法では『想定外』の災害に伴う原発事故については、国は容易に免責されるということだ」と述べている。これが、責任を逃れようと躍起になり、それを容認した裁判所に対する「皮肉」でなくて、何だろうか、としか言いようがないことばである。

## ②「国に甘い」「責任は民間だけか」とブロック2紙

北海道新聞（93万部）は、見出しを「原発避難者訴訟 国の責任をなぜ問わぬ」とした。「国が規制権限を行使して東電に対策を講じさせていたとしても事故は防げなかつたとした」と判決を紹介した上で、「だが、原子力事故は絶対起こさないとうたって原子力政策を推進してきたのは国である。津波に弱いとわかっていた福島第1の津波対策の先送りを続ける東電を、国は説得できないまま震災の日を迎えた事故は起きた。こうした経緯と、被害者の苦境を考慮すれば、結果的に国民の生命と財産を守れなかつた国への姿勢が甘い判決といわざるを得ず納得できない」と指摘した。

同紙はさらに「福島第1で国が規制権限を行使していれば、少なくとも東電に一層の安全策徹底を促す効果は期待できただろう。事故は防げなかつたと断定するのは疑問が残る」「裁判官のうち1人は『長期評価を真摯に検討していれば、事故を回避できた可能性が高い』との反対意見を述べた。こちらの方がうなづける見解ではないか」と述べている。

西日本新聞（52万部）は「復興と安全は国の責務だ」の見出しで明確に批判した。「『国策民営』で進められた原発で起こった未曾有の災害の責任は、民間のみが追うことになった。大きな疑問の残る判決である」「理解に苦しむのは、今回の判決が最大の争点である津波の予見可能性について明確には言及せず、判断を避けたことだ。今後の地震対策全般の根幹を揺さぶりかねないと言わざるを得ない」

そして、「長期評価に基づき行動しても事故は回避できなかつたから、長期評価や津波の予見可能性について論じる必要はない、という理屈のようだ」「最新の科学的知見を尊重して災害対策を練ることが基本だ。福島の事故をめぐり長期評価を軽んじた国の対応は問題があり、この点を最高裁がどのように判断するか注目されただけに物足りない判決だ」と述べている。

西日本新聞は最後に「損害賠償は東電のみの責任となつたが、原発建設を推進したのは国であることに変わりはない」「被災地の復興や被災者への賠償や支援を早期に十分なものにするのは国の責務だ。加えて国が免責され得ないのは、原発の安全である」と述べ、現在の状況に触れて、「原発の活用を求める声が高まっている。いまこそ政府は、福島の教訓を胸に刻み直すべきである」と主張している。

## ③「本当に予見不能か？」と新潟、「被災者に向き合え」と信毎

続いて、中堅クラスの地方紙である。

新潟日報（40万部）は「長期評価の信頼性」に触れなかったことを「争点回避」と見て「納得できない」とした。「原発事故を引き起こした巨大津波の発生を国は本当に予見できなかつたのか。その判断を示さず、なぜ『責任なし』と言えるのか」「判決は、長期評価の信頼性に触れず、津波襲来を予見できたかという肝心の部分について判断を示さなかつた」「これでは争点の判断を回避したに等しく、正面から向き合つてゐるとは言えない。結論に至る過程がわからず、原告らが『ふざけるな』と怒るのは当然だ」という。

そして同紙は、地元の柏崎刈羽原発の問題に触れ、「県と事業者に安全対策を委ねるばかりでなく、国は規制当局として、住民の安心安全を守る役割があるのだと自覚してもらいたい」と結んでいる。

信濃毎日新聞（長野、44万部）も判決そのものを厳しく批判した。

「安全対策をさせて無駄だと言わんばかりだ。国の責任について審理をあえて避けたとしか思えない。受け入れがたい司法判断だ」という。そして、主な争点は「巨大津波を予見できたか」「対策を講じれば事故を回避できたか」だったとし、「本来なら、予見可能性を判断した上で、長期評価に基づき対策を取つていた場合の被害想定を詳細に検討し、示すべきだ。それを行つた形跡がなく、国側の主張をうのみにしている」と批判した。

「事故で古里を追われ、生活や生きがいを奪つて生きた証しも失つた被災者の訴えに、正面から向き合つてない。原告弁護団が『肩透かしを食らつた』と怒りをあらわにするのは当然だ」—。

#### ④「規制権限不行使を厳しく問う」と京都、「では責任は誰が負う?」と神戸

京都新聞（41万部）も「後続訴訟への影響が大きい」としながら「未曾有の原子力災害から11年あまり。暮らしの基盤を根こそぎ奪われた住民ととて、国に落ち度はないとの判決は納得できない」とした。

「原発事故はいったん起きれば長期間にわたり甚大な被害をもたらす。国には、万が一にも事故が起きないように規制する責務があり、権限もある。国自らが策定した長期予測を軽視した責任は免れず、規制権限の不行使は厳しく問われるべきではないか。責任を東電に限定し、原発推進に固執した國の責務を軽んじる判決は、住民らの苦難に真摯に向き合つた司法判断とは言い難い」—。

同紙は再稼働の動きにも触れ、「原油高や電力不足を理由に岸田文雄政権は『原子力の最大限の活用』を強調し、原発の再稼働に前のめりだ。だが大事故のリスクにどう向き合うか、十分な説明と国民的議論が欠かせない」と述べている。

神戸新聞（47万部）も「納得できない」と書いた。「国策で推進してきた原発の安全性について国が責任を負わないなら誰が負うのか。国民の命と生活に関わる重責を電力会社だけが担うのは到底無理であり納得できない」。そして、「（判決は）『対策があれば津波の影響は相当程度軽減された』とし国が責任を認めた昨年2月の東京高裁判決とは真逆の判断である。最高裁判決は、国が原発に安全対策を命じる責任がないと述べているに等しく、稼働自体に不安を抱かざるを得ない」と主張した。

「看過できないのは最高裁が、津波の予見可能性についての重要な判断を避けた点である」「政府の機関による地震予測を国が信頼しないというのは自己矛盾も甚だしい。最高

裁はどう考えているのか」。一まさに「裁判所は弁明せず」では、許されないだろう。

##### ⑤「反対意見」の紹介（山陽）、「不可避と片付けていいのか」（中国）

山陽新聞（岡山、34万部）も「国は重い責務を忘れるな」の見出しで、批判した。同紙は、「国の法的責任の有無について、事実上決着が付いた形」としながら、「原発政策は国が国策として進めてきたにもかかわらず、未曾有の原子力災害が発生し、国が規制当局としての十分な役割を果たせなかつた事実は重い。今回の判決を國の『免罪符』とすることはできない」と主張した。

さらに、「最高裁は責任を否定した一方、予見可能性については判断を示さなかった。重要な争点である津波を予見できたかどうかについて言及しなかつた判決には説得力の弱さを感じざるをえない」とした。特に、三浦裁判官の反対意見に触れて、「浸水対策を講じていれば、被害を軽減できた可能性がある。反対意見は国や東電の不作為を厳しく断じたとも言える。意見を重く受け止めるべきだ」と主張している。

中国新聞（広島、58万部）は「未曾有の原子力災害に対する國の責任は本当にならないのか。疑問を拭えない判決だ」と書き出した。「自然災害は予測不能な面があるからこそ、国はより厳重な対策が求められたはずだ。事故から11年余り。今なお古里に帰れない避難者がいる大災害を不可避だったと片付けていいのか。違和感を禁じ得ない」とする。

そして地震の大きさについて論じた。「東日本大震災で観測された震度7は、1995年の阪神・淡路大震災や04年の新潟県中部地震でも観測された。熊本地震では2回も記録されている。日本の原発をこのクラスの地震や津波が襲うことは十分に『想定内』だ。規模が大きすぎたとはとても思えない。加えて判決は、津波の発生を察知できたかどうかには言及しなかつた。これでは避難者も納得できないだろう」とした。「ここ何十年間に起きた地震や津波の規模が想定上限というのでは甘過ぎよう」と結んでいる。

##### ⑥「『想定外』なら免責か」（高知）「責任否定は疑問」（南日本）

高知新聞（16万部）も予見可能性について判断していないことを批判した。

「最高裁は津波の予見性に関する評価を避け、『想定外』の自然災害で事故は回避できなかつたと結論づけた。実際の津波は規模などが試算を超えており、国が対策を命じていたとしても浸水の可能性は高かったとした」「東電の説明をうのみにする旧原子力安全・保安院の規制権限の機能不全批判しつつも、結果論から極めて形式的に因果関係を否定したと言える。『想定外』なら免責されるというに等しい。安全性を担保すべき規制と事故に因果関係がないのであれば、原発活用の前提そのものが説得力を失おう。何の落ち度もないにもかかわらず、古里を失い、人生を狂わされた住民らには、極めて非合理な結論と映つたに違いない」

南日本新聞（鹿児島、26万部）は判決について「最高裁が初めて統一判断を示したことで事実上の決着が付いたことになり、後続の訴訟への影響は大きい」としながら、「政府の地震調査研究推進本部は2002年に地震予測『長期評価』を公表し、福島沖など太平洋岸で巨大津波を引き起こす地震が発生する可能性を指摘していた。にもかかわらず、対策を尽くさなかつた國の責任を判決は軽んじていないか疑問が拭えない」と述べている。

西日本新聞は千葉訴訟の東京高裁判決が「防潮堤の設置に加え、建屋への浸水を防ぐ水

密化工事などの対策も取られていれば、津波の影響は相当程度軽減され、全電源喪失には至らなかつたとしていた」ことを引いて、「その判断を覆し、国側の主張に沿つた内容といえよう」とも書いている。

#### ⑦沖縄二紙の批判 「原発政策への信頼失墜」（琉球）「国の追認」（タイムス）

「原発政策への信頼失墜」との見出しで論じた琉球新報（17万部）は、極めて直裁的に国の統治制度の中での最高裁の立ち位置を批判した。

「最高裁は東電に対策を取らせていても実際の津波は想定より大きく、事故に至ったと判断した。想定できないから免責されるという論法なら『地震大国』の日本で原発は稼働させてはならないだろう」「想定外であっても原発政策を推進してきた国の結果責任は免れない。事故対策は原発政策の根幹だ。今回の事故で国の責任を認めないのなら国の原発政策はもはや信用できない。信頼は地に落ちたも同然だ」

琉球新報が指摘しているのは、「長期評価の信頼性や予見可能性が主な争点になったが、判決はこれらに判断を示さず、地震の規模は長期評価の想定よりはるかに大きかったとし、試算に基づき防潮堤を設置しても事故は防げなかつたと結論付けた。ほぼ国の主張に沿う内容だ。この判断で国に責任はないとするのは乱暴だ」ということである。

「長期評価に基づく対策をしていた場合、どのようにになっていたのかなど最高裁はシミュレーションをしていないとみられる。対策を講じれば少なくとも避難地が広範囲に及ぶことはなかつた可能性が高いと専門家は指摘する」とし、反対意見が「事故との因果関係も認められ、損害賠償責任を免れない」と断じ、「極めてまれな災害も未然に阻止するために必要な措置が講じられるよう（権限が）適切に行使されるべきだった」と述べていることを紹介して、「国の不作為を批判したのだ」と主張した。

沖縄タイムス（18万部）は、「東電を規制する立場だった国の法的責任を不問に付すもので、最高裁の判断にはいくつかの疑問が残る」と書き出した。

「国策として原発建設を推し進めてきた国には、積極的に対策を講じる責任があったはずだ。最高裁の判断はその責任を軽視したと言わざるを得ない」とした。

「原告から『対策をしないで事故が起きても仕方がないというひどい内容』と声が上がったのももつともだ」「4人の裁判官のうち1人は反対意見を出した。『長期評価を前提とする事態に即応し国や東電が真摯に検討していれば、事故を回避できた可能性が高い』と述べた。原発を推進してきた一方の当事者として責任が問われるのはやはり納得がいかない」という。

タイムスは加えて「安全神話」で被害を受けていることや「再稼働を目指す動き」に触れ「未曾有の被害を出した自己の責任を曖昧にしたまま再稼働を進めれば、同じ悲劇が起きかねない。福島原発事故は終わっていない」と結んでいる。

## IV・司法への「期待」

本稿を終えるに当たって、どうしても指摘しなければならないのは、日本社会の過剰なまでの裁判＝裁判所システム＝最高裁への期待である。映画「真昼の暗黒」で、冤罪の主人公が母親に向かって叫ぶ「おっかさん！　まだ最高裁がある！」の叫びは、日本の司法制度は、必ず裁判官の独立と良心によって、必ず、最後には「正義」が実現されるという

一般国民の信念に似た期待が込められている。

「あれは、刑事事件であり、民事事件は違うのだ」などと言う言い訳はしないでほしい。1審2審と積み重ねてきた裁判は最高裁で確定する。逆に、「国」が当事者だったりする場合、何年かかっても最高裁判決まで、確定しないことも少なくない。しかし、そこでは、国民の人権をあくまで守り、全国民の視野に立った「間違いない決定、正しい方向」が示される。今回、原発で生活を壊された住民が最高裁に抱いていた過剰かもしれない期待は、そうした意味で、全国民の世論と言ってもいいと思う。

ところが、今回の最高裁の判断には、その成り立ちからして疑惑がある…。

他の意見書でも指摘されていると思われるが、今回、雑誌「経済」5月号の後藤秀典論文「『国に責任はない』原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか 裁判所、国、東京電力、巨大法律事務所の系譜」は、国民の中にある裁判所、特に最高裁に対する漠然とした「不安」を明るみに出し、その判断の「正義」や「正当性」を打ち碎くのに十分な指摘だった。そこで暴露された、最高裁裁判官と、政府機関、大手弁護事務所との「回転ドア状態」は、日本国憲法が期待している、国民の「信頼」を壊した。まさに、日本の司法制度を搖るがす「大スキャンダル」というべきである。

この論文に示されていた事実は、国民に、最高裁も「原発村」に組み込まれていたのか、ということを実感させるものであり、政界における「統一協会問題」に匹敵する。法曹界が総力を挙げて、この事態を肅正、改善しなければ、司法の信頼は勝ち取れない。

最高裁はこういう形で関与された事件について、全力をあげて調査し、調査結果を広く国民に報告、釈明し、その姿勢を正さなければならない。そして、単に該当する裁判官だけでなく、その裁判官を含む裁判体が関与した裁判について、審理をやり直すなど、適切な措置を取ることが必要である。都合のいいときだけに「法曹一元」の名で問題を隠し、現状を容認し、「裁判官は釈明せず」という論理でごまかそうとするのは、ますます信用を失墜させていくだけである。

最高裁については既に、田中耕太郎長官時代の米大使との協議、癒着と対応、団藤重光裁判官に対する長官の「圧力」などが明らかになっている。これらは、「過去の事件」で明らかになったものだが、今回の「事件」は現在進行形の焦眉の問題に関する現在進行形の問題である。その中で生み出された判決をどう改めていくのか、という善後策、そして同時に、今後に続く問題として、裁判官の指名や人事で語られていた「疑惑」が、直接的に明らかにされた問題でもある。

憲法に保障された「裁判官の独立」と「裁判官自身のモラルと良心」に掛けて、裁判官一人ひとりが、積極的な行動を起こされ、早急に「最高裁の浄化」を図ることを改めて求めるものである。

以上

### 【執筆者の略歴等】

1941年静岡県生まれ、1964年早稲田大学第一法学部卒業、共同通信社に入り、社会部を中心に記者活動をした。整理部長、編集局次長、情報システム局長を務め、2003年関東学院大学法学部教授に就任、同大学法科大学院併任教授。中央大学法学部兼任講師、法政大学ボアソナード現代法研究所研究員を務めた。現在、日本マスコミュニケーション

ション学会（現メディア学会）など会員。日本民主法律家協会理事・機関誌編集委員。

著書に「新聞は憲法を捨てていいのか」（新日本出版社）ほか。原発問題では、編著書に「これでいいのか福島原発事故報道—マスコミ報道で欠落している重大問題を明示する」（あけび書房）、共著「私たちは、原発を止めるには日本を変えなければならないと思っています。」（ロッキング・オン）、論文に「『原子力安全神話』とは何か」（『歴史地理教育』2012年7月増刊号）などがある。

（了）